平成23年9月12日

各　位

会　社　名　五洋インテックス株式会社
代表者名　代表取締役社長　大脇 功嗣
（ＪＡＳＤＡＱ・コード７５１９）
問合せ先
役職・氏名　取締役総務経理部長　小林　光博
電　　話　0568-76-1050

ガバナンス評価委員会設置のお知らせ

当社は、当社のガバナンスの透明性・客観性を確保するための機関として、本日付けで下記のとおり、外部の有識者より構成されるガバナンス評価委員会を設置しましたのでお知らせいたします。

記

１．ガバナンス評価委員会の役割

① 当社における適切かつ実効的な内部統制の実施及びガバナンスに関する改善策の実施等について、監視すること。
② 当社が株主総会に上程する議案について、事前に当社より開示を受け、意見を述べること。特に、取締役選任議案及び監査役選任議案については、当社の企業価値の維持及び株主共同の利益並びに法令遵守の観点から、好ましくない権限行使のおそれがあるか否かを検討し、取締役会および監査役会に対して意見を述べる。
③ 当社の資本政策その他委員会が重要と判断する案件に関する取締役会の意思決定過程及びその決定内容について、事前にやむを得ない場合は事後に評価すること。
④ 当社におけるリスク管理のあり方について、取締役会及び監査役会より報告を受け、これに関する評価を行うこと。
⑤ コンプライアンスに関する基本方針、その実効性の施策、及びコンプライアンス・チェック機能を含めた当社のコンプライアンス体制について、取締役会及び監査役会から報告を受け、これに関する評価を行うこと。
⑥ 株主共通の利益を害する、あるいは、当社のガバナンスに悪影響を及ぼす者が当社株式を保有し、不当に権限を行使しようとする場合、又は、これから当社株式を取得しようとする場合には、当社株主、買収者に対して必要と思われる情報提供を求めた上で、適切な措置をとるよう取締役会及び監査役会に勧告すること。
⑦ その他委員会の目的達成に必要な一切の活動。

２．ガバナンス評価委員会の実効性の担保について

ガバナンス評価委員会の人的構成や役割を含めたあり方については、当社のガバナンスをより適正にするために最もふさわしいものとするよう、当社取締役会にて継続的に議論していくことにより、その実効性を担保していきます。

３．ガバナンス評価委員会の人員構成

ガバナンス評価委員会の委員は以下のとおりです。

① 吉崎　猛（よしざき　たけし）

（略歴）

平成 7 年 4 月　　本貿易振興機構（ジェトロ）入社
平成 13 年 10 月　弁護士登録
平成 13 年 10 月　三井安田法律事務所入所
平成 16 年 3 月　任期付公務員として外務省条約局（現 国際法局）にて勤務
平成 18 年 4 月　あさひ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所
平成 21 年 12 月　米国カリフォルニア州弁護士登録
平成 23 年 8 月　東京桜橋法律事務所にパートナーとして参画

② 大内　明（おおうち　あきら）

（略歴）

昭和 43 年 11 月　公認会計士辰巳正三事務所入所
昭和 46 年 6 月　アーサー・アンダーセン会計事務所入所
昭和 47 年 9 月　公認会計士登録
昭和 50 年 3 月　大内公認会計士・税理士事務所開設　同代表（現任）
平成 19 年 9 月　㈱アドバンスト・マネジメント・コンサルティング設立　同取締役（現任）

③ 澤田　繁夫（さわだ　しげお）

（略歴）

平成 15 年 12 月　弁護士登録
平成 15 年 12 月　さくら共同法律事務所入所
平成 18 年 1 月　東京虎ノ門法律事務所入所

以上